

ビル管理法16項目が基準に適合し、次回の検査省略が可能になった場合に実施する検査項目です。

一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下
大腸菌	検出されないこと
亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下
硝酸態窒素および亜硝酸態窒素	10mg/L以下
塩化物イオン	200mg/L以下
有機物(全有機炭素 (TOC) の量)	3mg/L以下
pH値	5.8以上8.6以下
味	異常でないこと
臭気	異常でないこと
色度	5度以下
濁度	2度以下